

わかやま移住者継業支援プロジェクト 運営要領

(平成 29 年 5 月 1 日制定)

(平成 29 年 8 月 1 日改正)

(趣旨)

第 1 知事が移住者の継業を支援する事業「わかやま移住者継業支援プロジェクト（以下、「継業支援プロジェクト」という。）について、その運営、事業の内容及び手続き等を本要領で定める。

(目的)

第 2 知事は、意欲のある現役世代の移住を促進し、地域における継業促進や地域活力の再生を目的とするため、継業支援プロジェクトを実施する。また、継業支援プロジェクトは、後継者を探す事業主と継業意欲のある移住者とのマッチングを支援する。

(定義)

第 3 本要綱において、「移住推進市町村（地域）」、「継業」及び「継業支援機関」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1)「移住推進市町村（地域）」とは、市町村職員によるワンストップ相談員を配置するとともに、住民等で構成され、移住を支援している受入協議会を設置して移住を推進している県内市町村（地域）
- (2)「継業（けいぎょう）」とは、移住者が、地域のなりわいの経営基盤を引き継ぎつつ、移住者ならではの視点で再活性化すること
- (3)「継業支援機関」とは、市町村（移住担当課）、商工会、商工会議所、和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して移住者の継業を支援する機関

(支援内容)

第 4 継業支援プロジェクトの支援内容は次のとおりとする。

- (1)後継者を求める事業主と継業を希望する移住者の登録
- (2)(1)で登録した事業主及び移住者のマッチング支援
- (3)継業支援機関との連携による事業引継支援

(登録)

第 5 継業支援プロジェクトに登録を希望する事業主は、「わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書〔事業主用〕（様式 1）」を、所在する市町村移住担当課を経由して、知事に提出しなければならない。登録申込後、原則として県及び受付市町村が訪問し、ヒアリングを行うこととする。その際、商工会（商工会議所）経営指導員に同席を要請する。

2 継業支援プロジェクトに登録を希望する移住者は、「わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書〔移住者用〕（様式 2）」を知事に提出しなければならない。知事

は登録申込を受け、電話等によるヒアリングを行うこととする。

- 3 知事は、ヒアリングを受けた事業主及び移住者からの「登録同意書（様式3）」の提出を受け、事業主及び移住者情報を登録する。

（マッチング）

第6 知事は、登録した事業主及び移住者双方へ情報提供を行い、双方から面談希望があった場合は、市町村と連携して面談の日程調整を行うこととする。

- 2 面談を行うには、事業主と移住者間で「秘密保持誓約書（様式4）」を取り交わすことを条件とする。
- 3 初回の面談は、事業主の特段の希望がない限り、原則として県及び市町村担当者が同席することとする。その際、商工会（商工会議所）経営指導員へ同席を要請する。
- 4 当事者間の事業引継に係る専門的な調整（条件・方法・契約書作成等）は、和歌山県事業引継ぎ支援センターが支援することとする。

（登録情報の共有）

第7 知事は、事業主及び移住者の登録情報を、支援の目的の範囲内で継業支援機関と共有することができる。

（登録対象者）

第8 継業支援プロジェクト登録対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 移住推進市町村（地域）内に所在する事業主で、後継者候補として、県外からの移住（希望）者の紹介を希望する者。ただし、市町村及び継業支援機関が連携し、移住者の継業を支援する体制が整っている場合は、その他の市町村（地域）の事業主も登録の対象とする
- (2) 県外からの移住（希望）者で、県内事業所の継業を希望する者

（暴力団員等の排除）

第9 次のいずれかに該当する者は、継業支援プロジェクトの登録対象外とする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

（完了案件の公表）

第10 継業支援プロジェクトによる事業引継支援が完了した案件の公表については、事業主及び移住者の了承が得られた場合に限り、行うものとする。ただし、事前に内容及び時期について事業主及び移住者と調整することとする。

（その他）

第11 この要領に定めるほか、運営に必要な事項は、知事が別に定める。

【事業主用】

わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書

(ふりがな) 事業所名	
事業所所在地	〒 ー
(ふりがな) 代表者氏名	
年齢・性別	才 (男 ・ 女)
電話・FAX	※当事業について、ご連絡しても良いものを記入してください。 () ー ・() ー
連絡可能時間帯	午前・午後 時から午前・午後 時 何時でも
業種	
事業内容詳細	
その他希望等	

- ・ご提出いただいた個人情報、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや、継業支援機関（所在する市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）以外の第三者に提供することはありません。
- ・登録を申込まれた方には、受付市町村、県による訪問ヒアリングをさせていただきます。
- ・登録申込書は返却しませんので、必ず控え（コピー）をお取りください。
- ・当事業は、後継者不在の事業主と県外からの意欲ある移住（希望）者を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【県使用欄】

受付No.		受付日	
-------	--	-----	--

※問合せ・申込み先は（別紙）をご確認ください。

【移住（希望）者用】

わかやま移住者継業支援プロジェクト登録申込書

(ふりがな) 氏名	
年齢・性別	才 (男・女)
住所	〒 —
電話・FAX	() — ・() —
連絡可能時間帯	午前・午後 時から午前・午後 時 何時でも
メール	@
ご職業	
引き継ぎを希望する業種（事業内容）	
希望地域	
その他希望条件	

- ・ご提出いただいた個人情報、法令の定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや、継業支援機関（市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）以外の第三者に提供することはありません。
- ・登録を申込まれた方には、わかやま定住サポートセンター（和歌山市、東京）又は和歌山県移住定住推進課から電話にてヒアリングをさせていただきます。
- ・登録申込書は返却しませんので、必ず控え（コピー）をお取りください。
- ・当事業は、後継者不在の事業主と県外からの意欲ある移住（希望）者を引き合わせるものであるため、従業員としての雇用のあっせんを行うものではありません。

【県使用欄】

受付No.		受付日	
-------	--	-----	--

※問合せ・申込み先は（別紙）をご確認ください。

和歌山県知事 様

登録同意書

私は、貴県（移住定住推進課、以下省略）による「わかやま移住者継業支援プロジェクト（以下、「継業支援プロジェクト」という。）」の制度内容を十分に理解の上、下記事項に同意いたします。

記

- 1 貴県が、継業支援機関（事業所所在の市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関）と行う継業支援プロジェクトについては、あくまで私個人の判断に基づいて検討・実施するものであり、事業引継の不成立又は成約した場合の内容に関する問題を含め、いかなる結果についても、貴県及び継業支援機関は、助言内容等について何らの責任を負うものではないこと。
- 2 継業支援プロジェクトの支援を必要としない事情が生じた場合は、直ちにその旨を貴県に連絡し、登録の取り消しを求めること。
- 3 前項の事情が生じた場合において、貴県が私のかかる事情を把握したときは、私の申告を待たずに貴県の判断において、登録を抹消すること。
- 4 貴県が紹介する相手先（事業主、移住者、いずれの場合も含む）の情報については、相手先の提供に基づくものであって、その情報の正確性は私自身において精査すべきものであり、貴県及び継業支援機関は何らの責任を負うものでないこと。
- 5 私が貴県に提出する私自身の情報は、事業の目的のために継業支援機関と共有されること。

年 月 日

（住所）

（氏名）

（印）

（連絡先）

※事業主の場合（事業所名）

秘密保持に関する誓約書

登録事業主氏名 (以下「甲」という。)と 登録移住者氏名 (以下「乙」という。)は、和歌山県が継業支援機関 (事業所所在市町村移住担当課、商工会、商工会議所及び和歌山県事業引継ぎ支援センター等、県と連携して継業を支援する機関) と行う「わかやま移住者継業支援プロジェクト (以下、「継業支援プロジェクト」という。)」において開示される相手方情報の秘密保持に関して、以下のように誓約する。

(定義)

第1条 本誓約書において「情報」とは、文書、電子メール、電磁的記録、口頭、物品等を問わず、相手方又は継業支援プロジェクトから開示される、相手方に関する情報とする。

(情報の使用)

第2条 甲及び乙は、相手方又は継業支援プロジェクトから開示された情報を、本件に関する交渉以外の目的をもって利用してはならない。

(秘密保持)

第3条 甲及び乙は、相手方または継業支援プロジェクトから開示された情報に関する秘密を保持し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない、

- (1) 相手方または継業支援プロジェクトから開示された時点で、既に公知のもの
- (2) 相手方または継業支援プロジェクトから開示された後、甲及び乙の責によらず公知となったもの
- (3) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示命令・要請されたもの

(返還)

第4条 甲及び乙は、相手方から情報 (その複製物や加工資料を含む) の返還を求められた場合には速やかにこれに応じなければならない。また、性質上返却になじまない情報については、相手方の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにしなければならない。

(秘密保持義務の存続期間)

第5条 本誓約書に基づく秘密保持義務は、本誓約書作成後3年間存続するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲及び乙は、本誓約書に違反し、相手方または相手方の関係者等に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うこととする。

(協議事項)

第7条 本誓約書に定めのない事項または本誓約書の条項の解釈につき疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議決定するものとする。

本書2通を作成、甲乙各自記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

(印)

事業所名

乙 住 所

氏 名

(印)